

令和 6 年度
中海の水質及び流動会議
報 告 事 項

令和 6 年 1 1 月 1 8 日

1 令和5年度の中海の水質測定結果

(1) 令和5年度環境基準等の達成状況 (図1-1、図1-2)

- 環境基準点12地点において水質を測定した。(COD、全窒素及び全りん)
- 第7期湖沼水質保全計画で定めた目標水質について、COD、全窒素は11地点、全りんは10地点で目標値を達成した。
- 環境基準値はいずれも未達成。

図1-1 中海の環境基準点の位置図

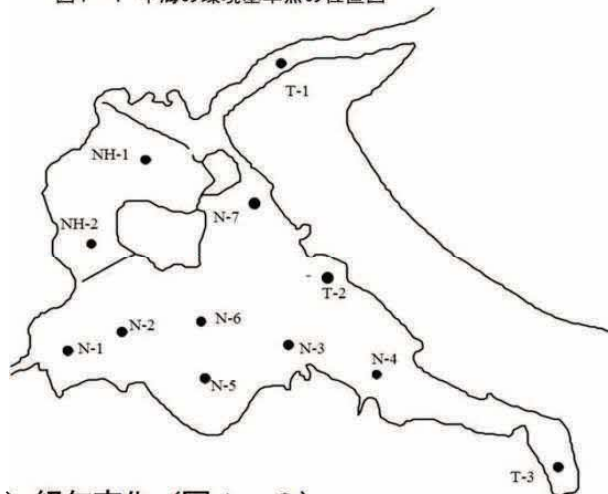
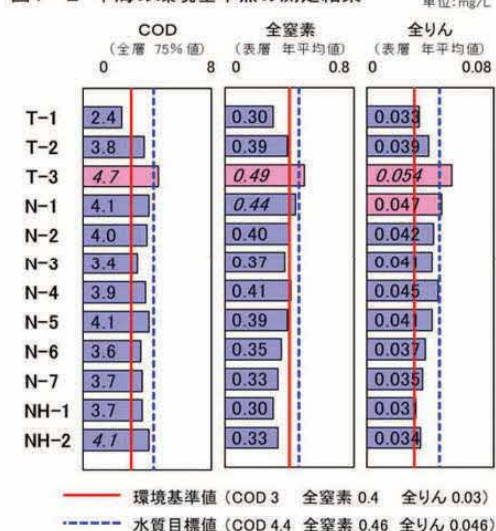


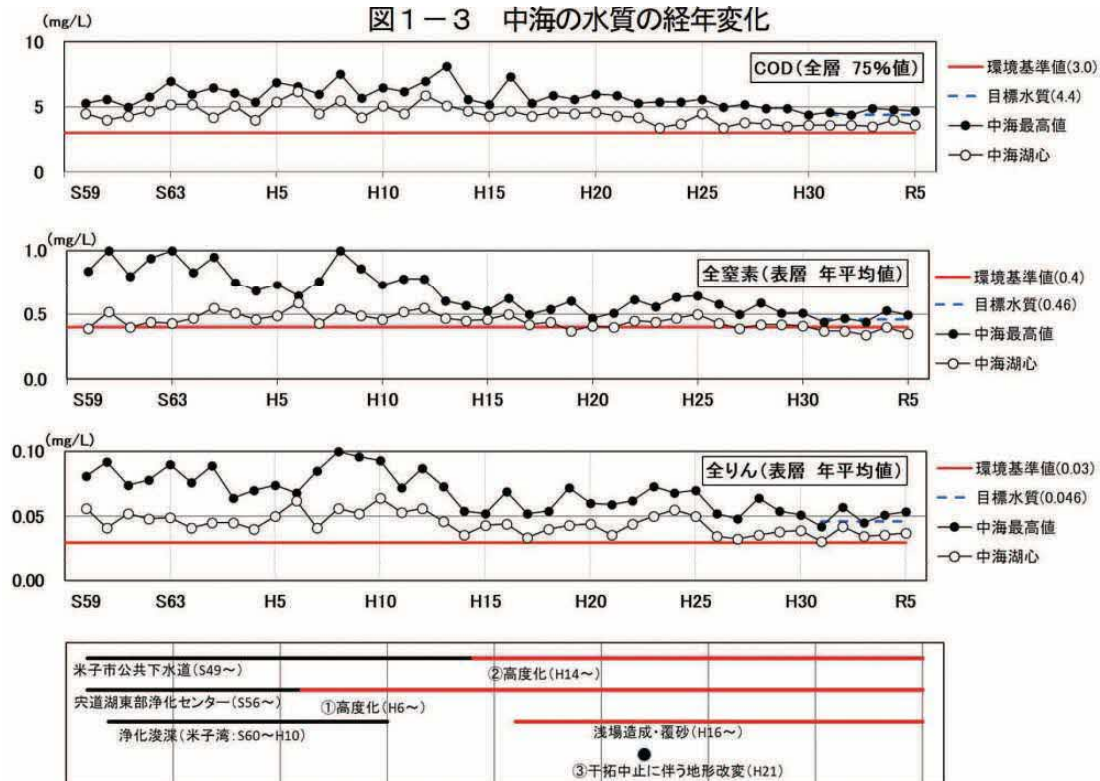
図1-2 中海の環境基準点の測定結果



(2) 経年変化 (図1-3)

- COD、全窒素、全りんいずれも、最高値・湖心とも過去5年の変動範囲内で推移した。
- COD、全窒素、全りんいずれも環境基準は達成していないが、最高値及び湖心の値ともに、長期的には概ね低下(改善)傾向にある。

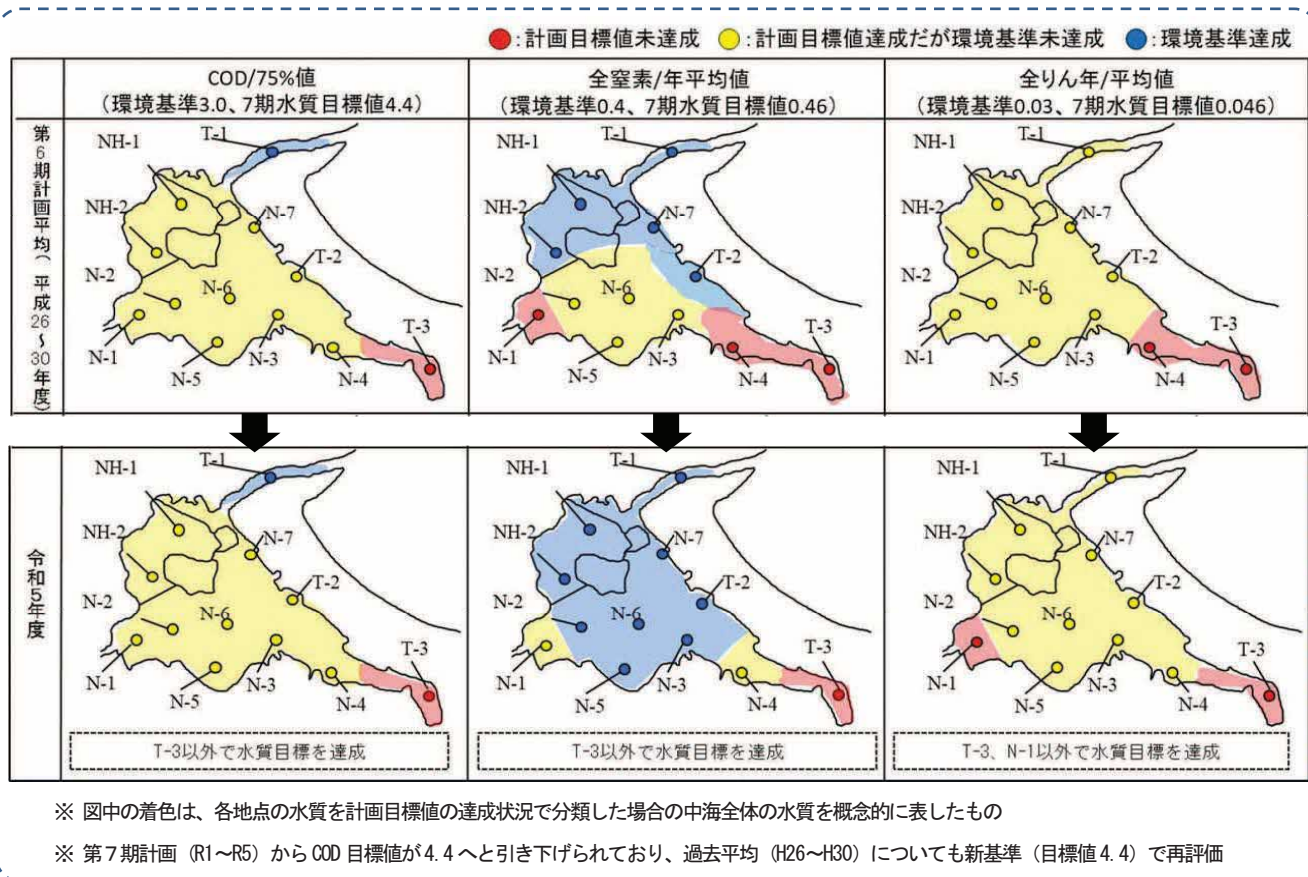
図1-3 中海の水質の経年変化



備考: COD は、第7期計画(R1~R5)策定時、第6期計画より目標値を引き下げ(5.1(mg/L)から4.4(mg/L))。
 「最高値」とは環境基準点のうち、各年度において最も高い地点の値。
 「目標水質」は、第7期計画の目標値のみを表示。

※ 湖心部、最高値の水質に対して、全窒素、全りんについては①の前後、②の前後で水質が改善、③の前後では、大きな傾向変化は見られず、下水道の整備および高度処理化による水質改善が大きく寄与していると考えられる。

(参考) 中海の地点別水質経年変化比較



(3) 赤潮の発生状況 (図1-4)

○令和5年は赤潮が6回確認されたが、確認された箇所は米子湾の一部や承水路などの局地的なものであった。

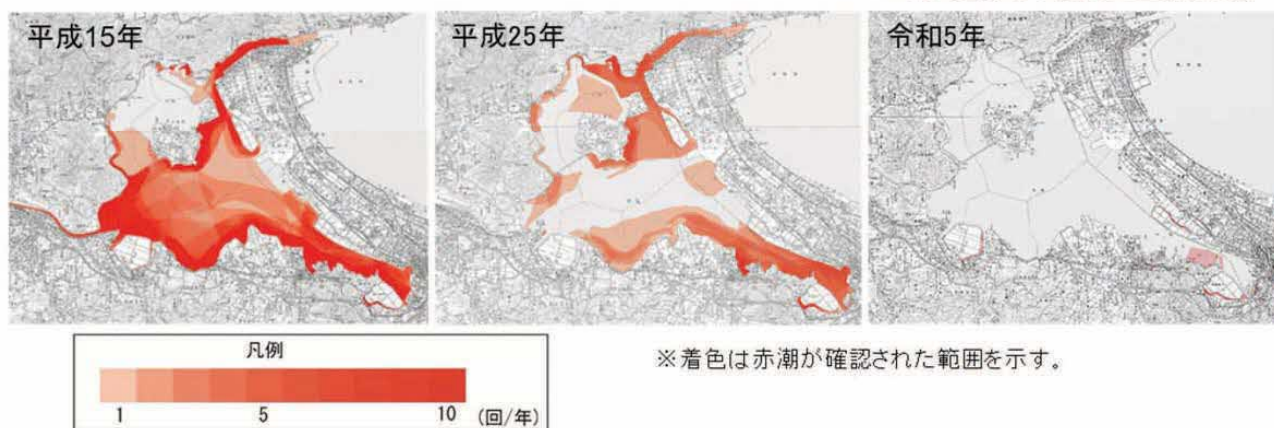
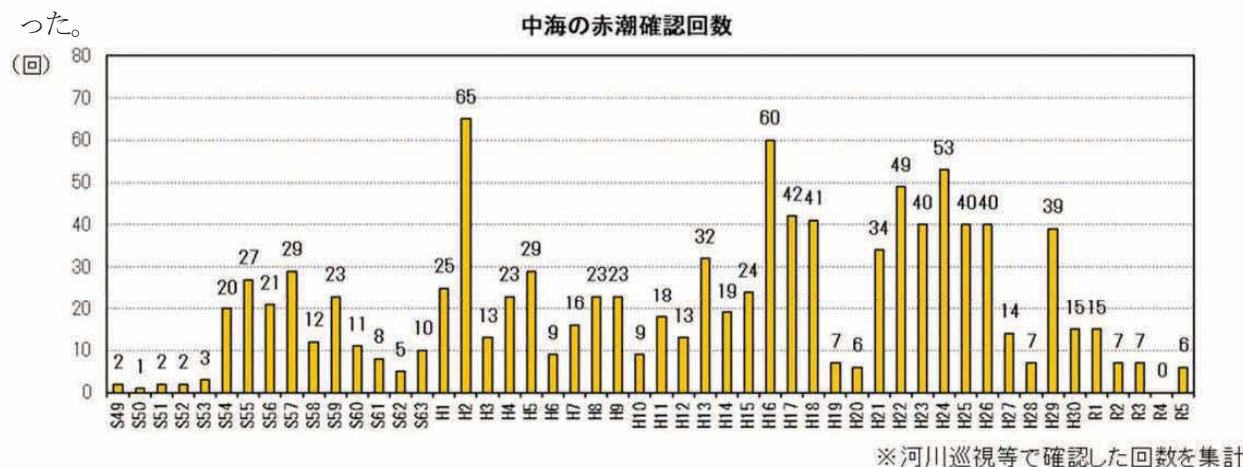


図1-4 中海の赤潮発生の回数と範囲

(4) 五感による湖沼環境調査結果 (図1-5)

○住民に親しみやすく分かりやすい環境指標として「五感による湖沼環境調査」を両県12地点で実施した。(図1-5)

○令和4年10月～令和5年9月期は、地域住民がモニターとして82名、1団体が参加した。

○令和4年10月～令和5年9月期は、平均が70点、目標とする80点以上の地点はなかった。

○経年変化を見ると、得点は概ね横ばいである。

○鳥取県側の地点は人工護岸の場所が多く、卓越する西南西の風により水が濁りやすいと推察され、「見る」の点数が低く、全体的に島根県側に比べて得点が低くなっていると考えられる。

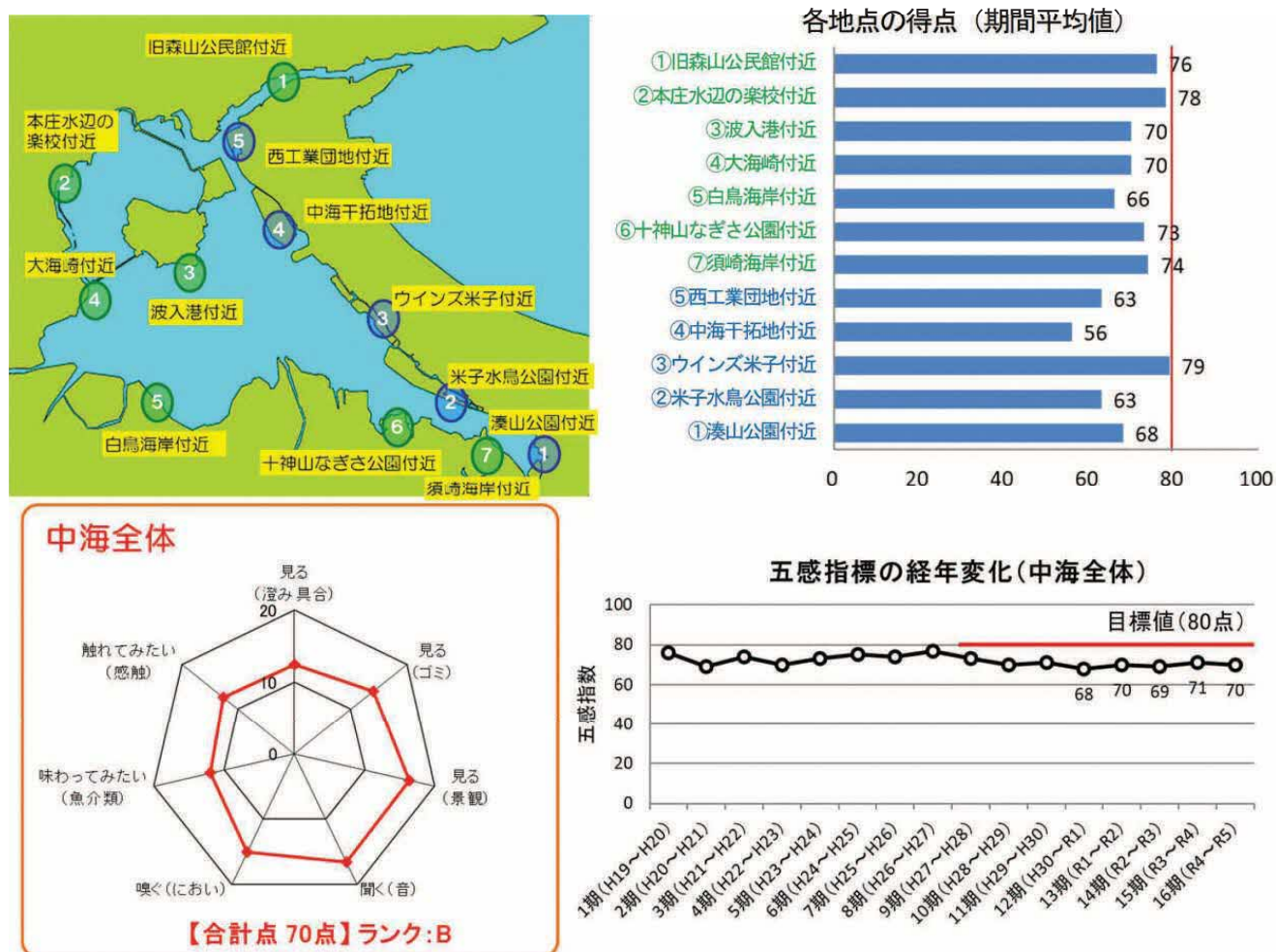


図1-5 今期の五感指標の地点と結果及び経年変化 (中海全体)

(5) 米子湾における透明度 (図1-6)

○レクリエーション等で多くの人が集まる機会があり、水質改善の必要性が高い米子湾において評価した。

○令和5年度は目標未達成であったが、過去5年の変動範囲内で推移した。クロロフィルaの上昇に伴い透明度が低下した時期があり、植物プランクトンの増殖が影響したものと考えられる。

○透明度は長期的に上昇 (改善) 傾向にあり、30～40年前の年平均値は1m程度だったが、令和4年度に最高値2.2mとなった (目標値: 概ね2m)。

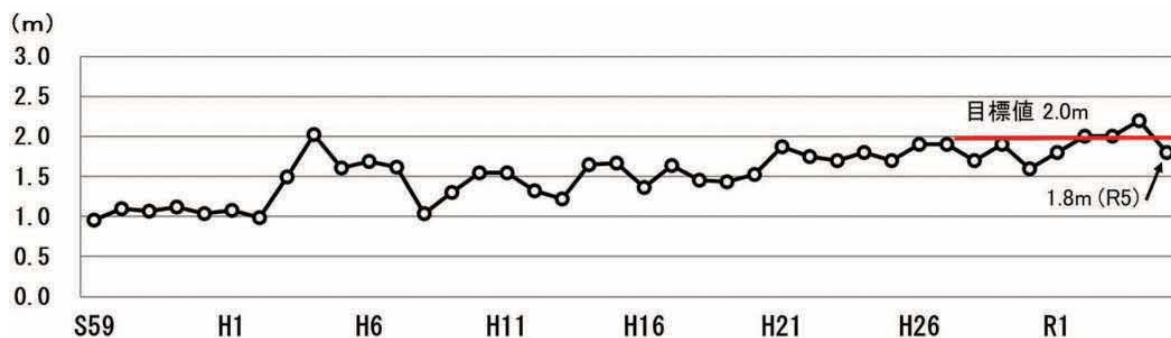


図1-6 米子湾の透明度の経年変化

2 湖沼水質保全計画の進捗状況

- 令和元年度に定められた第7期湖沼水質保全計画（R元～5年度）において、令和5年度までに達成すべき目標を定めている各種施策は、一部未達成の施策もあるが概ね計画どおり進捗した。

(1) 生活排水対策

- 生活排水に係る汚濁負荷量の削減対策は重要項目であるため、施設の整備及び高度処理化を推進した。

(図2-1、図2-2)



図2-1 生活排水処理施設の整備状況（島根県）

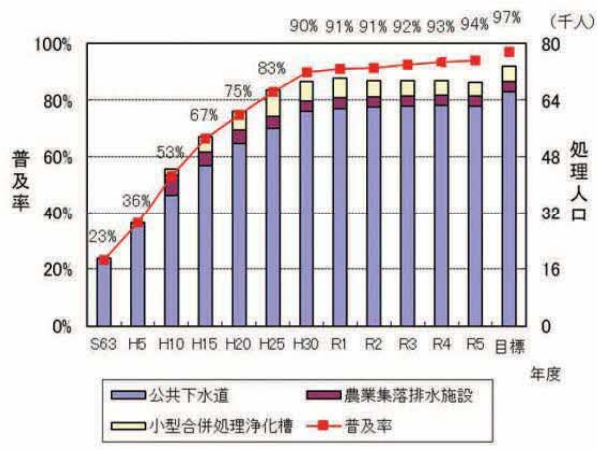
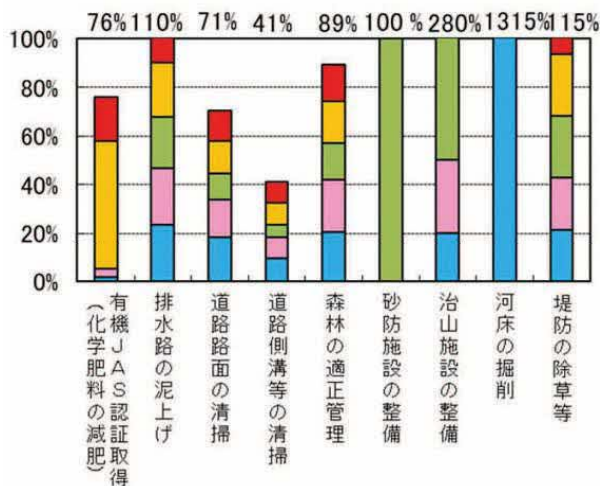


図2-2 生活排水処理施設の整備状況（鳥取県）

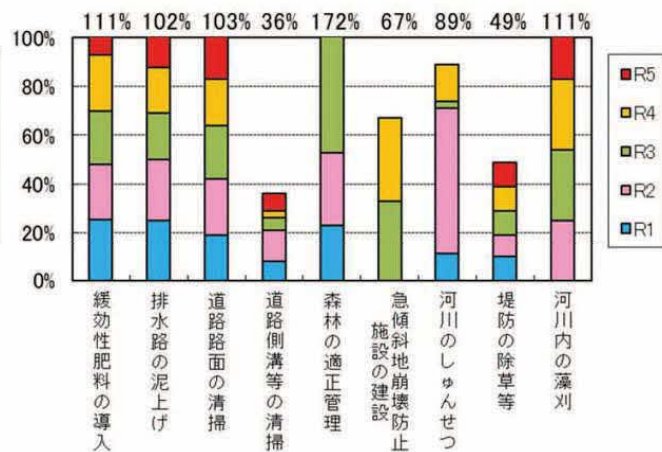
(2) 流出水対策

- 代表的な対策として、農業地域対策、市街地対策、自然地域対策、流入河川直接浄化対策などを実施した。（図2-3、図2-4）



注1) R5年度までの累計目標事業量を100%とする

図2-3 各種施策の進捗状況（島根県）



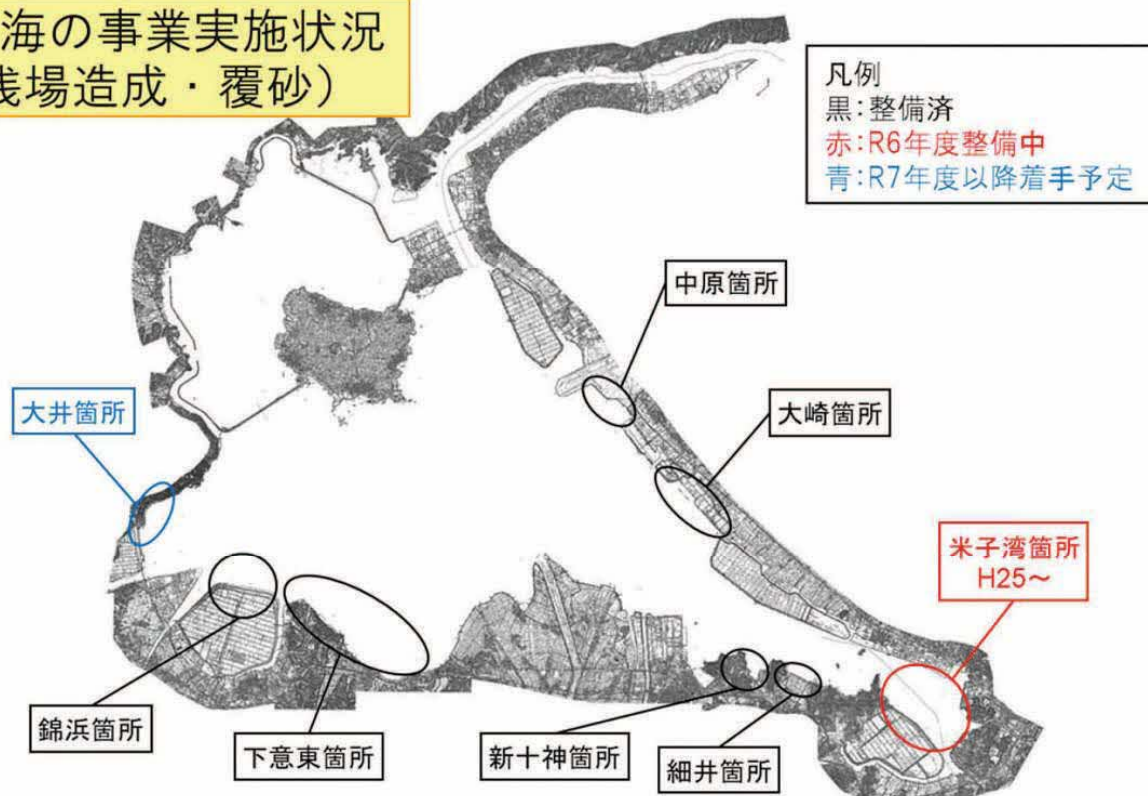
注1) R5年度までの累計目標事業量を100%とする。

注2) 数値化が可能な事業を抜粋

図2-4 各種施策の進捗状況（鳥取県）

3 湖内対策（浅場造成・覆砂）

■ 中海の事業実施状況（浅場造成・覆砂）



浅場、覆砂...整備延長: 14.4km 整備済: 12.6km (R5年度末時点)

※現地の状況により、整備範囲を変更する場合がある。

浅場造成・覆砂事業は、総合水系環境整備事業（負担割合：国1/2、県1/2）により実施。

米子湾地区のモニタリング結果

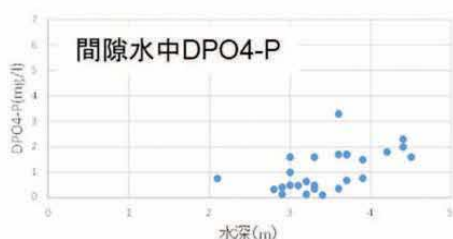
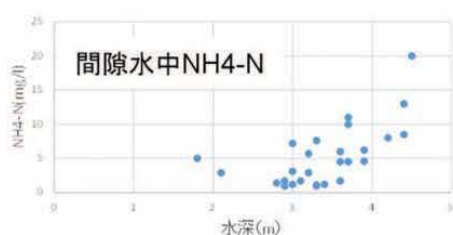
整備内容：石炭灰造粒物による覆砂

評価内容：水質調査(間隙水の栄養塩(NH₄-N:アンモニア態窒素、DPO₄-P:溶解性オルトリン酸態リン))

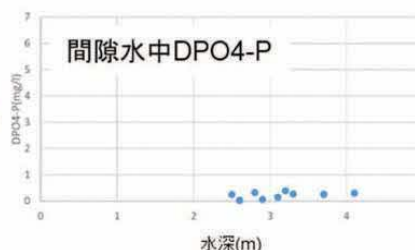
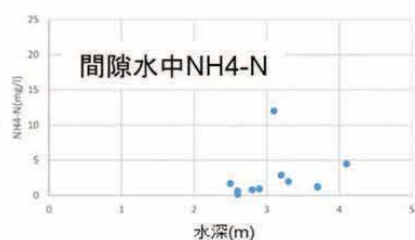
【調査実施年月】 事前調査:平成25年～令和5年 7～8月

事後調査:平成29年～令和5年 7～8月

覆砂前(事前調査)



覆砂後(事後調査)



◇これまでの米子湾での水質調査結果を総合的に整理。
◇覆砂後の間隙水中の栄養塩濃度は、覆砂前と比べて概ね低く、覆砂による栄養塩の溶出抑制効果があったものと考えられる。

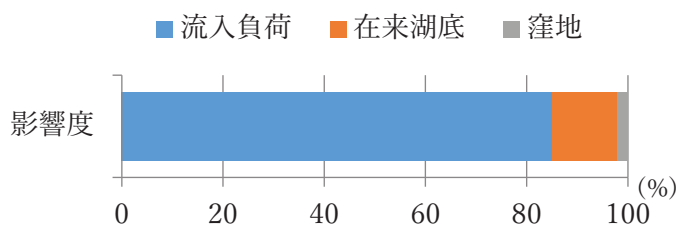
中海の水質改善に向けた流入負荷・湖内対策の検討

1 これまでの経緯

中海の汚濁負荷については、覆砂検討ワーキンググループ(H28～R1)において、陸域や河川等からの流入、在来湖底、窪地が中海の水質に与える影響度をシミュレーションにより評価した。その結果、中海全体としては中海の流域（外海を含む）からの流入負荷による影響が一番大きく、底質、窪地の順で影響度が小さくなる傾向が見られた。(図1) 一方、地点別でみると米子湾中央部を含む米子湾エリアでは他の地点と比較して窪地からの影響が相対的に大きいことがわかった(図2)。

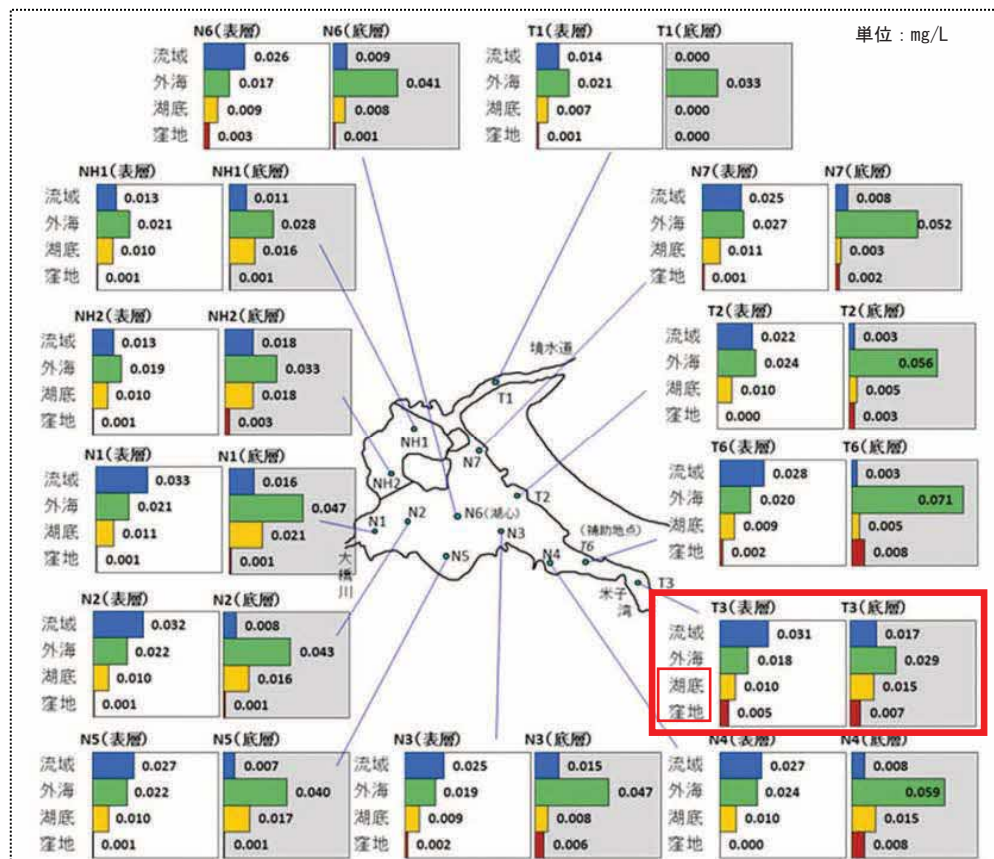
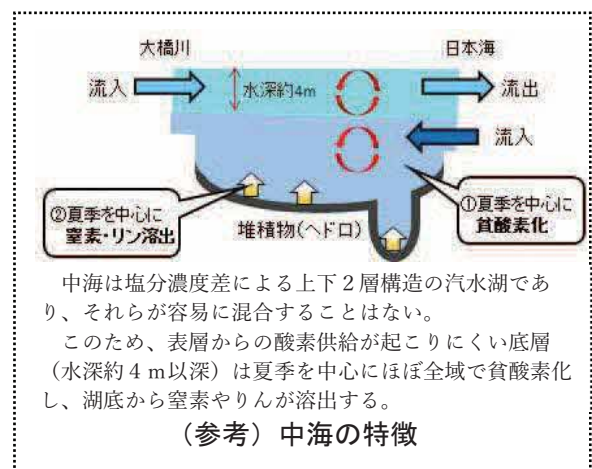
米子湾中央部は水質目標値（第7期）を達成していない環境基準点として挙げられており、その要因として米子湾エリアには流入河川が多く、陸域からの汚濁負荷が流れ込みやすいこと、地形的に閉鎖性が強く、汚濁負荷が滞留しやすいことが考えられる。

今後の対策を検討していくため、令和元年度から米子湾エリアに注目して、流入負荷（外部負荷）、底質、窪地（内部負荷）が水質に与える影響を実測とシミュレーションを用い関係機関で調査・研究を進めている。



※水質シミュレーションは、第6期湖沼水質保全計画の将来水質予測に用いたシミュレーションモデルを改良したものを使用して、平成24年の負荷量水質をあてはめて実施

図1 表層水質への負荷源ごとの影響度（中海全体）



※この図は令和元年度の中海会議資料を抜粋したものです。

※図1と同じシミュレーションモデルを使用して、各負荷源ごとの影響を算出しています。

図2 各地点における負荷源ごとの水質への影響（全りん）

2 調査研究の状況

湖内環境に関する知見の蓄積と対策の検討（内部負荷）

（ア）底質成分及び米子湾窪地の実態調査

水質シミュレーションの精度向上を目的に、学識者からの助言を参考に、令和元年度から、米子湾中央部（T-3 地点）周辺において湖底表層の底質成分の現地モニタリング調査を行っている。（底質成分：鉄イオン、硫化水素、アンモニア態窒素、りん酸態りん等）

令和3年9月から令和5年9月にかけて5回、4地点（図3）で底質成分を調査した。その結果の一部を図4に示す。硫化水素濃度は、ウ：ポンプ場沖で高い傾向がみられた。

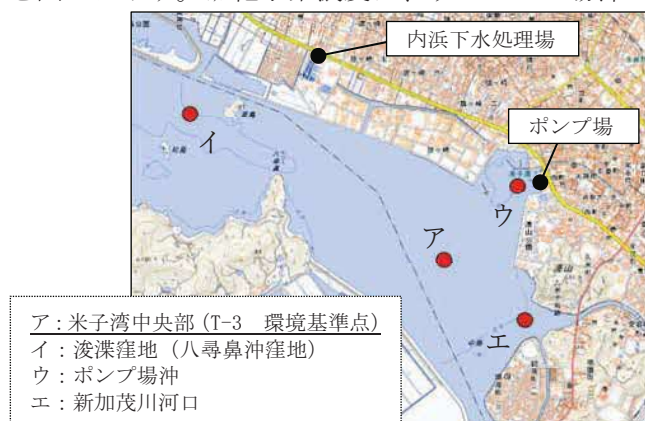


図3 底質調査地点（4地点）

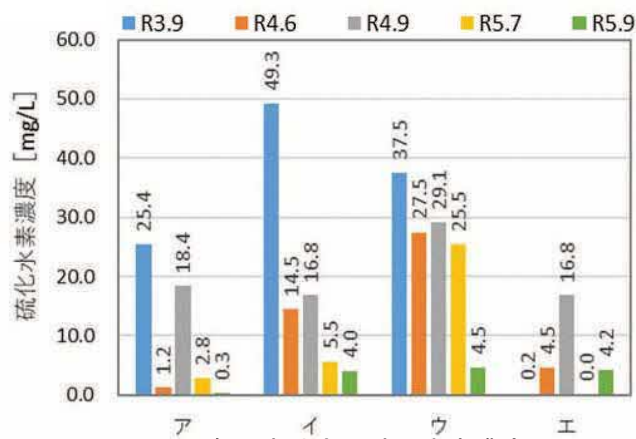


図4 各調査地点の硫化水素濃度

また、令和4年5月、7月、令和5年6月、8月に、米子湾にある八尋鼻沖窪地（推計体積：約877,000m³）と高留鼻沖窪地（推計体積：約702,000m³）について、窪地底の直上水及び間隙水に含まれる全窒素及び全りん濃度を測定した。また、窪地の中の貧酸素化の状況を確認するため、直上水及び間隙水に含まれる硫化水素濃度を併せて測定した。

その結果を表1、表2及び表3に示す。

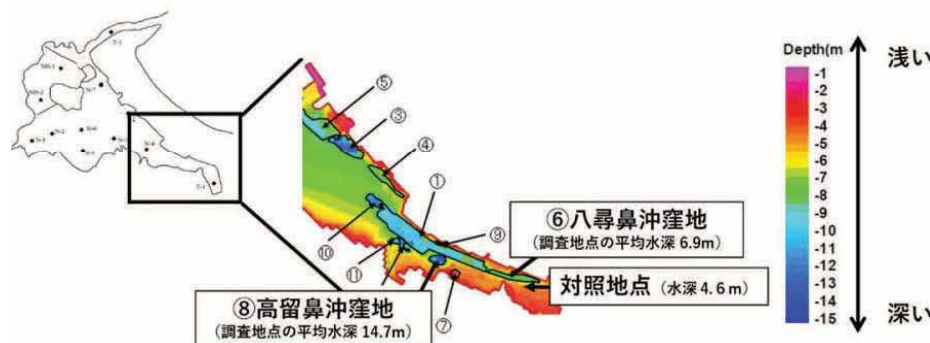


図5 米子湾エリアにおける窪地位置図
（出典：令和元年度中海会議資料）

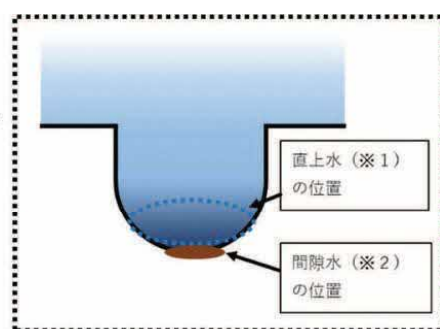


図6 窪地の調査位置の模式図

※1 直上水は窪地底から0.5m上部のもの。

※2 間隙水は窪地の底質内に含まれるもの。

表1 直上水及び間隙水に含まれる全窒素の濃度（mg/L）

	⑥八尋鼻沖窪地				⑧高留鼻沖窪地				対照地点※
	R4.5	R4.7	R5.6	R5.8	R4.5	R4.7	R5.6	R5.8	
直上水	2.8	3.2	2.5	1.0	1.5	5.5	2.6	2.0	2.1
間隙水	7.1	7.9	11	42	23	25	25	28	17

表2 直上水及び間隙水に含まれる全りんの濃度（mg/L）

	⑥八尋鼻沖窪地				⑧高留鼻沖窪地				対照地点※
	R4.5	R4.7	R5.6	R5.8	R4.5	R4.7	R5.6	R5.8	
直上水	0.021	0.10	0.28	0.17	0.14	0.35	0.33	0.45	0.093
間隙水	1.0	1.1	1.5	5.5	3.2	4.2	2.6	4.7	2.0

表3 直上水及び間隙水に含まれる硫化水素の濃度（mg/L）

	⑥八尋鼻沖窪地				⑧高留鼻沖窪地				対照地点※
	R4.5	R4.7	R5.6	R5.8	R4.5	R4.7	R5.6	R5.8	
直上水	0.002	0.12	0.16	0.33	0.003	3.4	0.001	4.3	0.061
間隙水	8.3	2.7	21	41	24	35	14	57	20

※対照地点の値は4回分の測定値の平均値

(イ) ファインバブル（※）技術を活用した底質の直接浄化技術の検討

鳥取県と米子工業高等専門学校では、令和元年度よりファインバブル技術を活用し、米子湾エリアにおける底質の直接浄化技術の実用化に向けた共同研究を行っている。

令和4年度までの結果から、広い水域では効果が限定的であると考えられたため、令和5年度は効果を確認しやすい閉鎖性水域として、水質及び底質の悪化が懸念される米子水鳥公園のつばさ池で調査を行った。（図7）

その結果、対照地点（青■）に対してファインバブル供給口の10m先（●地点A～●地点C）まで、底質の酸化還元電位の上昇と硫化水素濃度の低下が確認された（図10）。これらの結果から、ファインバブルから供給された酸素によって還元的環境が緩和されていることが示唆され、底質中からの栄養塩類の溶出を抑制する効果が期待される。

※ ファインバブルとは直径0.1mm以下の微細な気泡のことで、水中へ気体が溶け込みやすい性質を持つ。ファインバブルを底層に送り込むことにより、貧酸素状態の解消や底質の改善効果が期待できる。

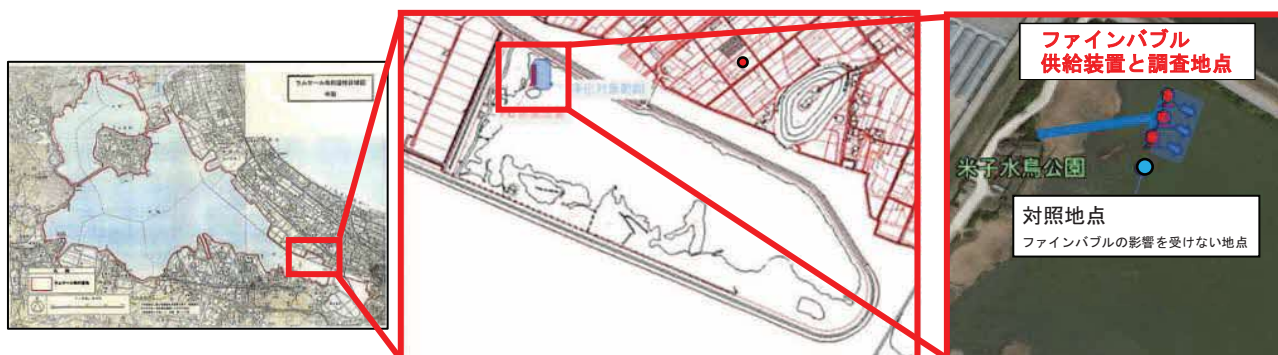


図7 米子水鳥公園のつばさ池と装置の位置

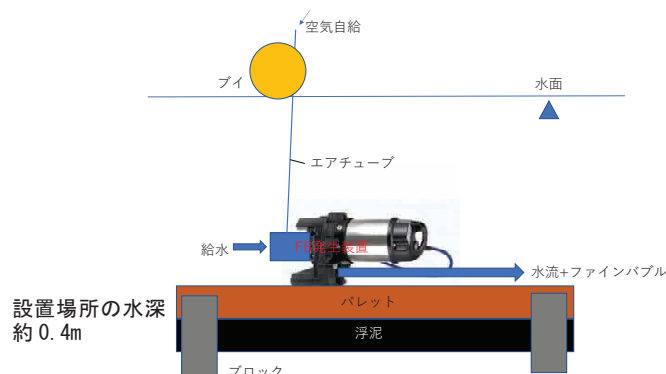


図8 実証試験装置の外観

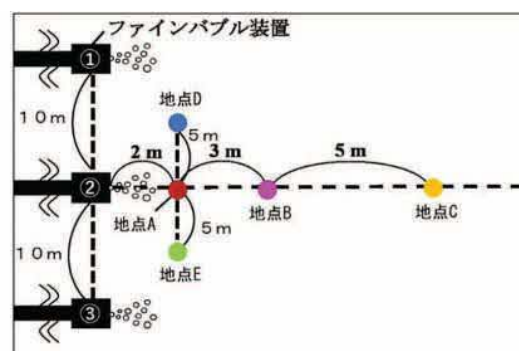


図9 ファインバブル供給口付近の調査地点位置図

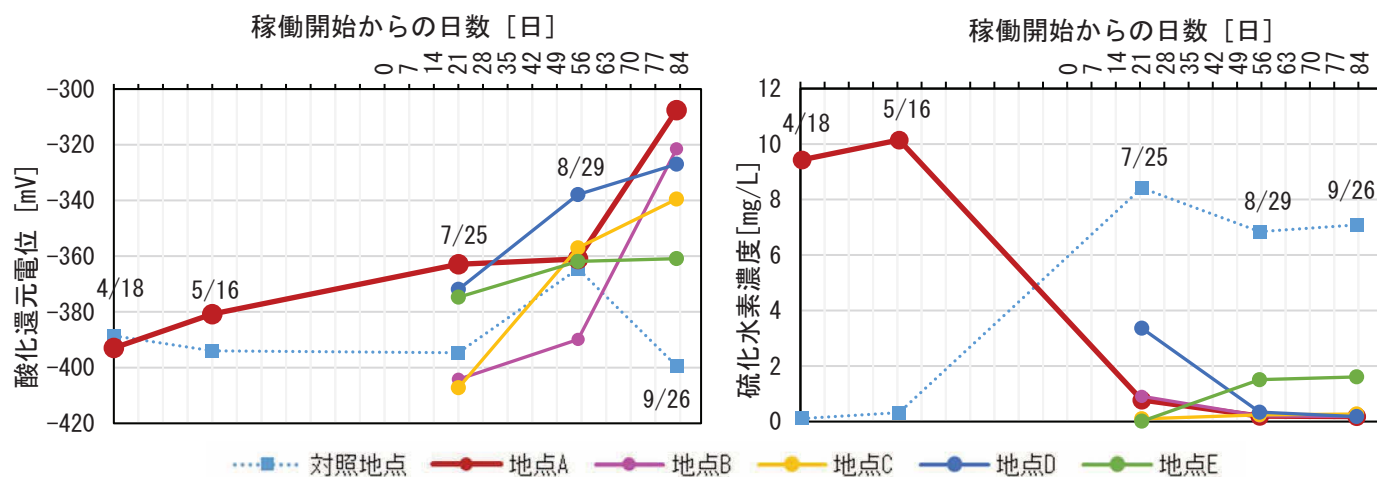


図10 調査地点における底質の酸化還元電位と硫化水素濃度の推移

また、装置稼働中に3回（7/25、8/29、9/26）各地点で底生生物を採取した。対照地点で確認された底生生物はユスリカ（昆虫類）だけであったが、ファインバブルの影響を受ける各地点ではユスリカに加えてヨコエビ等（軟甲類）も確認され、生物種が増える効果も示唆された。（図11）

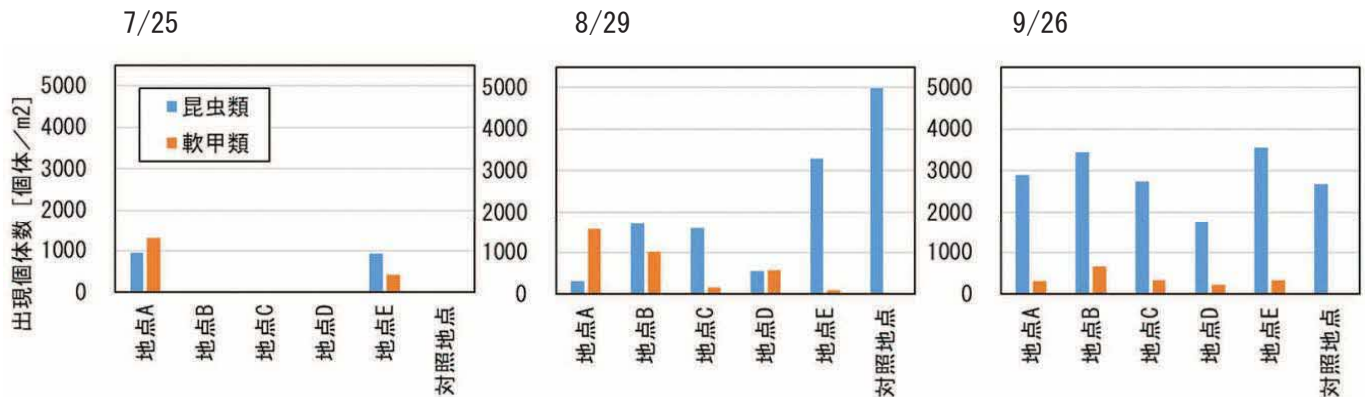


図11 調査地点における底生生物の出現個体数（7/25、8/29、9/26）

（ウ）湖内環境の研究のまとめ

米子湾エリアの底質成分の調査を令和元年度から継続して実施しており、水質シミュレーションの精度向上を図るため、米子湾中央部に加えて浚渫窪地やポンプ場沖など調査地点を増やして米子湾エリアの底質の状況を把握するとともに、窪地内の底質及び水質を調査し、そこに留まる窒素、りん等の汚濁物質を測定した。

引き続き調査を行いながら情報を収集し、流入負荷や底質、浚渫窪地が水質に及ぼす影響を、実測した結果を基に定量的に評価する必要がある。

ファインバブル技術の実証実験では、令和5年度から閉鎖性の高いつばさ池で実験を行ったことで、底質環境の効果が見えやすくなり、一定の改善効果が示唆された。令和6年度も同じ条件で継続して効果検証を行い、再現性を確認するとともに、費用対効果を踏まえた実現可能性について検討・整理していく予定。

流入負荷対策（外部負荷）

（ア）流入負荷の影響度研究

1. これまでの検証結果

米子湾エリアの環境基準点である米子湾中央部における、陸域からの流入負荷や湖底からの溶出負荷等が水質に与える影響度について、シミュレーションにより平成30年度の負荷量を用いて解析（※）し、当該環境基準点近傍の流入負荷の影響が大きいことを令和3年度に報告した（図12）。

（※）第7期湖沼水質保全計画策定時に構築したシミュレーションモデルを用いた

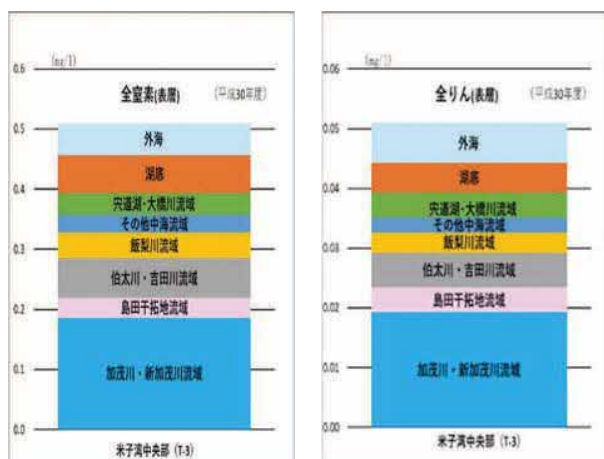


図12 陸域からの流入負荷や湖底からの溶出負荷が米子湾中央部の水質に与える影響度

また、平成30年度の流入負荷について令和3年度と同様の手法で解析し、発生負荷源別の影響度を検証した。その結果、米子湾中央部では生活系の負荷が最も大きいことを令和4年度に報告した。

さらに昭和63年度の流入負荷について令和3年度と同様の手法で解析し、流入負荷がどれだけ削減されたか検証した。その結果、米子湾中央部に流入する負荷は全窒素・全りんともに全体量がほぼ半減し、生活系及び産業系の負荷が他の発生源に比べて特に著しく減少したことを令和5年度に報告した（図13）。

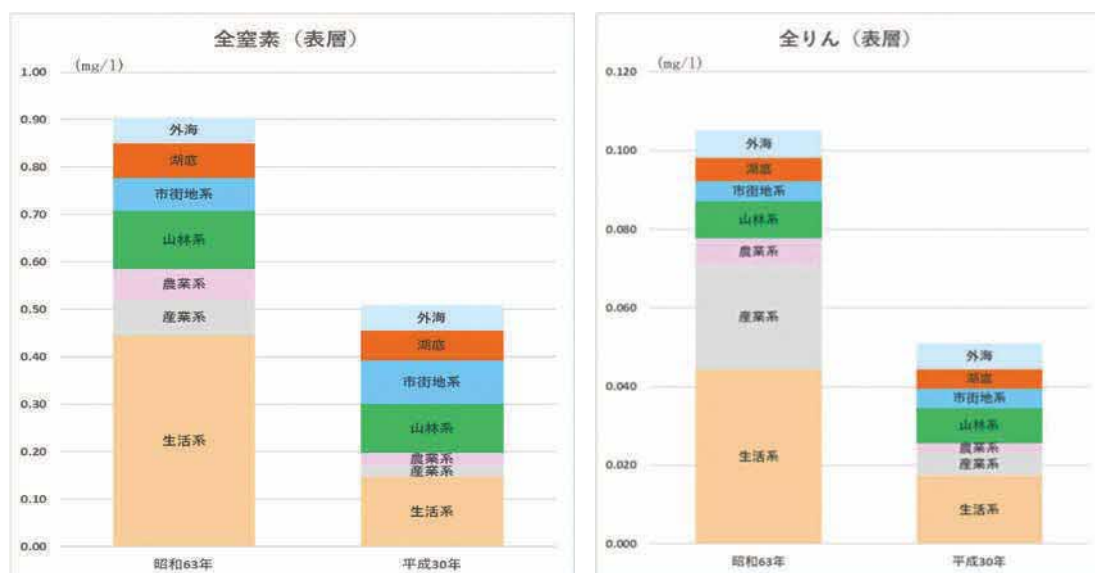


図13 発生負荷源別の流入負荷が米子湾中央部の水質に与える影響度

2. 内浜処理場からの負荷量が水質に及ぼす影響

今回は生活排水処理施設である内浜処理場からの負荷量（※）が水質に及ぼす影響について検証した。米子湾に隣接する内浜処理場は、平成 14 年 4 月に高度処理を開始している。そこで昭和 62～平成 14 年度と平成 15～30 年度の米子湾中央部の水質と内浜処理場の負荷量の関係について考察した。

その結果、内浜処理場からの負荷量と米子湾中央部の水質の変動について、平成 14 年度以降は全窒素及び全りんの変動は同様の傾向にあった（図 14）。内浜処理場からの負荷量の変動する理由として、全窒素負荷量は生物処理のため、水温などその時々状況によって微生物の活性が異なることに由来し、年度によってばらつきが大きかったと考えられた。また、全りんは薬剤処理によって十分にりんが除去されていることが推察された。平成 14 年度まで内浜処理場からの負荷量は増加しているが、米子湾中央部の水質は改善傾向にある。これは下水道接続率の向上により、それまで河川を通じて直接米子湾に流入していた負荷が内浜処理場で処理されてから放流されたことにより、米子湾に流入する全体の負荷量が減少したものと考えられた。

（※）放流量と放流水質から算出

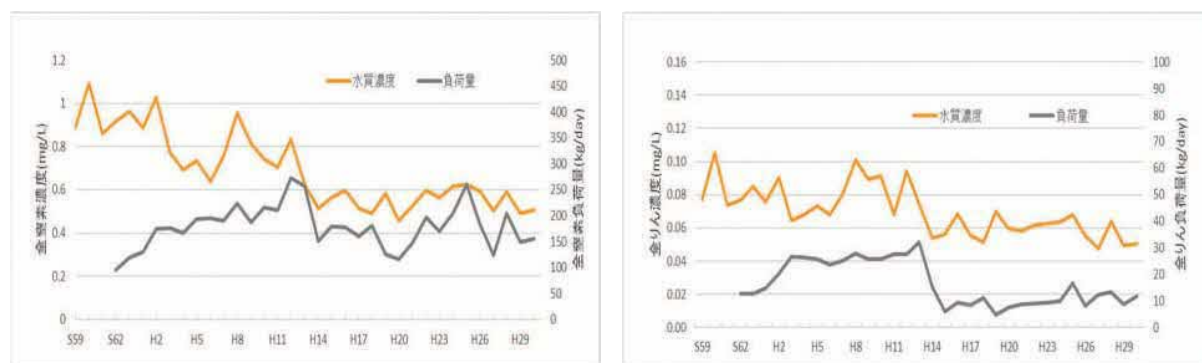


図 14 米子湾中央部表層の水質及び内浜処理場からの負荷量の推移（全窒素・全りん）

また、米子湾に流入する河川の一つである加茂川からの全窒素及び全りん負荷量は、長期的に減少傾向にあった（図 15）。河川からの流入負荷量に影響を及ぼす要因としては、家庭や工場からの排水、農業、畜産などがある。これまでの資料により、生活排水処理施設の普及率向上とともに中海に流入する主な河川の水質の改善が見て取れることから、生活排水処理施設の普及率向上が米子湾中央部の水質改善の要因の一つと考えられる。

なお、農業地域対策として、加茂川の上流域における地区の農業者が浅水代かきによる環境にやさしい農業の実施に取り組んでおり、近隣住民の取り組みも米子湾に流入する河川の水質改善に寄与していると考えられる。

これまでの様々な取り組みにより米子湾の水質は着実に向上してきた。米子湾の水質改善のために内浜処理場の適正な維持管理はもとより、引き続き様々な流入負荷削減の取り組みを進めることが必要である。

今後は米子湾中央部の水質に影響を及ぼすと考えられる要因の一つである降水量などの自然的要因との関係を検証したい。

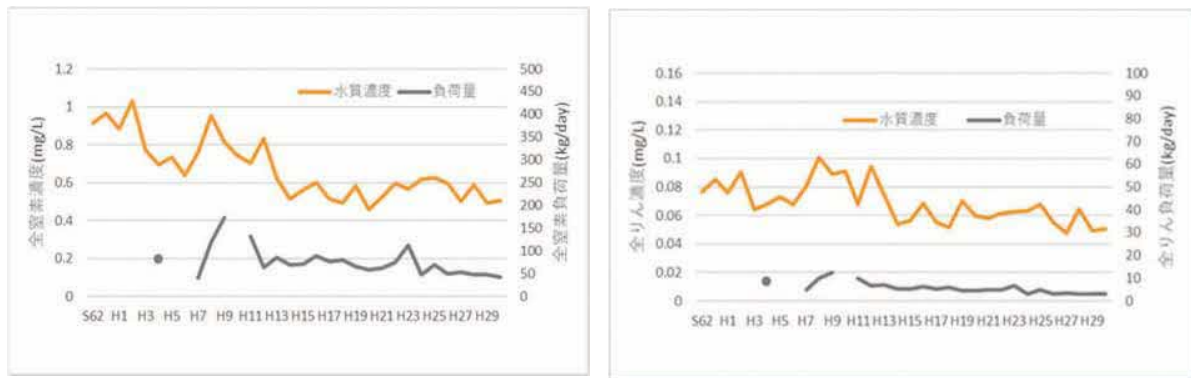


図 15 米子湾中央部表層の水質及び加茂川からの負荷量の推移（全窒素・全りん）

・加茂川からの負荷量算出方法

昭和 63～平成 30 年度の鳥取県公共用水域測定結果から、加茂川の測定地点である天神橋・旭橋・土橋の全窒素及び全りん濃度の平均値を加茂川の全窒素及び全りん濃度とした。

加茂川からの流入水量は、斐伊川と加茂川の流域面積比を用いて斐伊川（大津）流量から加茂川の流量を推計し、水質濃度と流入水量推計値から流入負荷量を算出した。

(イ) 浅水代かきによる外部負荷の低減

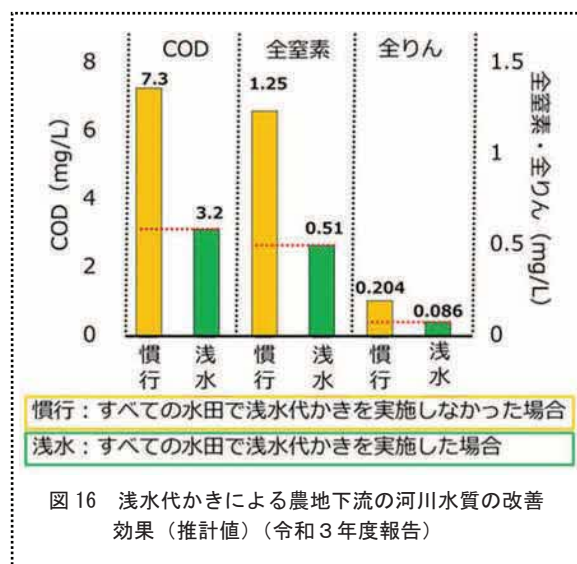
米子湾に流入する加茂川の上流域には水田が広がっており、これらの地域は流出水対策地区に指定されている。平成 23 年以降、加茂川へ流出する汚濁負荷量（COD、全窒素、全りん）を削減して加茂川の水質を改善するため、一部の地区の農業者が「浅水代かき」による環境にやさしい農業の実施に取り組んでいる。

令和 2 年度においては、流出水対策地区内の米子市成実地区の全ての水田について、「慣行の代かき」から「浅水代かき」に代えた場合、代かき時期の河川水に含まれる汚濁負荷量が半分以上減少し、河川水質が改善されると推計されることが分かった（図 16）。

令和 3 年度から 5 年度にかけて、流出水対策地区の 3 地区（石井地区、奥谷地区、新山地区）において、約 34 パーセントの水田（浅水代かき面積／全体水田面積）で浅水代かきを実施された。

この取組を推進するための普及啓発として、代かき時期の前にチラシ配布やのぼり掲揚を行っている。

今後も、同地点での水質測定を継続し経年変化の確認を行い、関係機関及び地域住民と情報や問題意識の共有化に努め、代かき時期の汚濁負荷低減に向けてさらなる啓発活動を行っていく。



（浅水代かきの普及啓発のぼり）

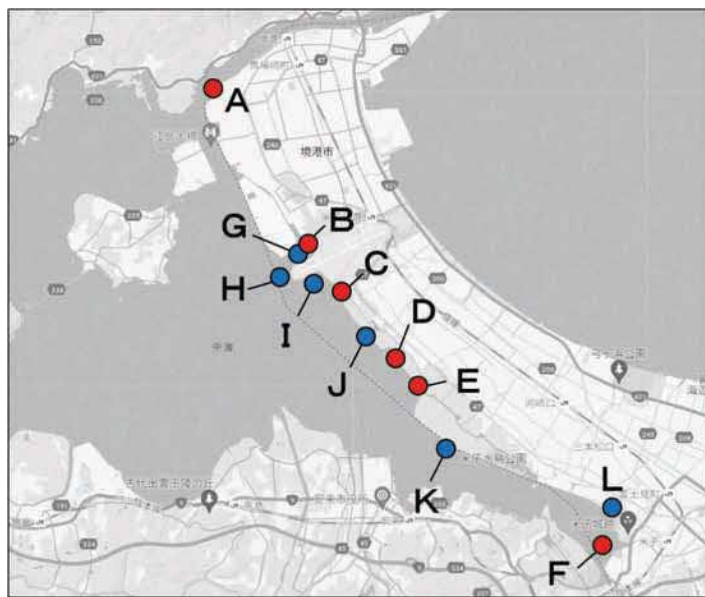


沿岸域の水質に関する調査

(ア) 新たな評価指標の検討に向けた調査

中海の沿岸域における浅場造成では海草藻類の分布の拡大がみられるなど、一定の効果が確認されている。豊かな中海を目指して、生物の生育環境の視点から（底層溶存酸素濃度：魚介類の生育に影響、透明度：水生植物の生育に影響）、沿岸域の水質状況を把握するため、令和5年9月から沿岸域の水質に関する調査を開始した。

中海の鳥取県側の沿岸12地点（赤●：浅場／地点A～F、青●：常時監視地点／地点G～L）で毎月1回、水温、塩分濃度、溶存酸素濃度の鉛直分布、透明度等を測定し、記録した。底層の溶存酸素濃度と透明度の測定結果を図18に示す。



	調査地点名	水深 (m)
● 浅場	A 外江港	4.9 ～ 5.9
	B 小篠津町地先	2.6 ～ 3.2
	C 中原地先	1.6 ～ 2.7
	D 大崎地先 1	3.7 ～ 6.5
	E 大崎地先 2	1.6 ～ 3.5
	F 湊山公園沖	2.2 ～ 3.0
● 常時監視地点	G 中浜港	4.6 ～ 7.2
	H 美保飛行場地先	6.5 ～ 7.5
	I 佐斐神町地先	8.2 ～ 8.9
	J 葭津地先	7.2 ～ 7.9
	K 彦名町地先	6.7 ～ 9.9
	L 加茂川河口地先	5.3 ～ 5.9

図17 調査地点の位置図

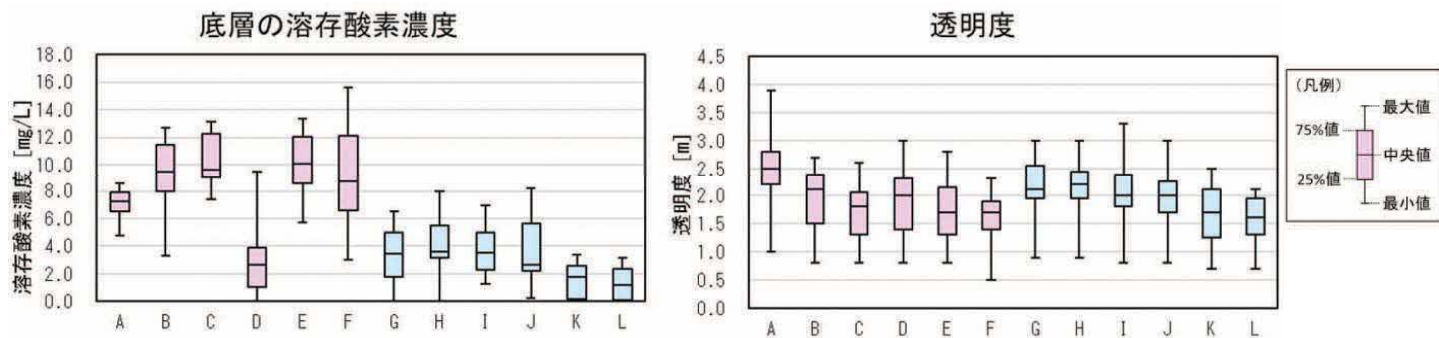


図18 調査地点における底層の溶存酸素濃度と透明度（令和5年9月から令和6年3月）

底層の溶存酸素濃度は、常時監視地点よりも浅場の方が高い傾向があった。地点Dは造成浅場から沖へ水深が深くなっていく境界の地点であり、他の浅場よりも低い値であった。透明度は北側の地点よりも南側の地点で低くなる傾向がみられた。

今後も調査を継続して行い、地点ごとの特徴を分析して生物の保全・再生に繋げていく。

3 今後の方向性

今後は、これまでの対策で削減できた流入負荷量の分析や底質及び窪地での現地調査・研究を継続していくとともに、沿岸域の水質データの収集、整理を進めていく予定。

中海に係る湖沼水質保全計画（第8期）の策定について

1 計画の趣旨

中海は、湖沼水質保全特別措置法第3条第1項の規定に基づき平成元年に指定湖沼に指定され、以降7期、35年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、各種の水質保全対策を総合的に実施してきた。

その結果、水質は長期的には改善傾向にあるが、環境基準の達成には至らないため、令和6年度中に第8期(令和6年度～令和10年度)の湖沼水質保全計画を策定し、引き続き水質保全対策を総合的に講ずる。

2 計画の方向性

- 環境基準の達成と長期ビジョンの実現に向けて、これまでの調査等により蓄積してきた科学的知見や地域特性を十分に考慮して、河川管理者(国)、松江市、安来市、米子市、境港市、住民等と連携を図りながら、各種対策を着実に進めていく。
- 特に水質改善の必要性の高い米子湾は、これまでの調査研究で停滞しやすい地形や流動特性等により、水質が改善しにくいと考えられることから、引き続き陸域からの流入負荷削減の強化を図りつつ、水質浄化技術の調査・研究を行いながら、より効果的な対策を検討していく。
- 自然湖岸が少なくなっており、自然浄化機能を回復させる取組が必要である。このため、多様な水生生物が生息する浅場、藻場の造成、浅場環境の保全・再生・活用等を行う。

3 計画の内容

項 目	主な内容
計 画 期 間	5年間（令和6年度から令和10年度まで）
水質の保全に関する方針	・望ましい湖沼の水環境及び流域の将来像（長期ビジョン） ・計画期間内に達成すべき水質目標 …水質の将来予測シミュレーションにより設定 ・親しみやすく快適と感じられる水環境を目指した指標 …五感による湖沼環境指標、透明度
水質の保全に資する事業	・生活排水対策 …下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備促進、高度処理化 ・一般廃棄物処理施設における適正処理 ・湖沼の浄化対策 …浅場造成・覆砂、浮遊ごみの回収等 ・工場・事業場排水対策 ・畜産業・漁業（養殖）に係る汚濁負荷対策 ・流出水対策（農業地域対策、市街地対策、自然地域対策、流入河川直接浄化対策等）など
その他の水質の保全のために必要な措置	・公共用水域の水質の監視・調査 ・調査研究の推進と対策の検討 ・住民の理解と協力及び参加による保全活動の推進 ・環境学習及び普及啓発活動の推進 など

4 第8期計画策定のポイント

（1）新たな評価指標の設定（新）

沿岸域の浅場における生物の保全・再生に向けた取組の一環として、水生生物の生息・生育に影響する底層溶存酸素量、透明度等の水質のモニタリングを行うとともに、水生生物の生息・生育状況の把握や水域特性を整理し、新たな評価指標の設定について検討する。

（2）気候変動が水質に及ぼす影響に関する調査研究（新）

気候変動が中海の水質に及ぼす影響を把握するため、引き続き水質のモニタリングを実施するとともに、将来の中海の水質に及ぼす影響を予測するなどの調査研究を行う。

（3）水質流動及び底質等の調査研究

水質流動及び底質等の調査研究を引き続き実施し、環境改善に向けて効果的な対策を検討する。

（4）浅場及び藻場造成、覆砂

浅場、藻場の造成及び沿岸域へ覆砂を行い、生物が生息、生育可能な環境を再生及び整備し、湖の自然浄化機能の回復や多様な生物が生息する豊かな生態系の再生を図る。

5 水質目標値

環境基準の達成を目途としつつ、計画期間内に各種対策を実施し、達成すべき令和 10 年度の水質目標値は、次のとおりとする。

単位：(mg/L)

区 分		第 7 期計画		第 8 期計画	
		水質目標値	結果 (令和元～5 年度)	予測値※ ¹	水質目標値※ ² (令和 10 年度)
COD	75%値※ ³	4.4	4.4～4.9	4.7 (4.5～4.8)	4.4
全窒素	年平均値※ ³	0.46	0.44～0.53	0.47 (0.43～0.52)	0.46
全りん	年平均値※ ³	0.046	0.042～0.057	0.049 (0.042～0.058)	0.046

※1 最新の知見による水質予測シミュレーションモデルにより、直近 5 年の気象や流動の条件で令和 10 年度の流入汚濁負荷量（推計値）を入力して算出した数値。括弧内は予測値の最小値と最大値。

※2 第 8 期計画の水質目標値は、水質予測シミュレーションの予測値を参考に、第 7 期計画の水質目標値を向上若しくは維持させる値を設定。

※3 COD の 75% 値、全窒素及び全りんの年平均値は、環境基準点(12 地点)のうち、最も水質の悪い地点の数値。

6 今後のスケジュール

